

第145回秋田県種苗交換会大仙市協賛会
農業関連団体等参考展示出展募集要項

第145回秋田県種苗交換会における農業関連団体等参考展示の募集及び出展条件等については、この要項の定めるところによる。

1 募集内容

(1) 申込条件

秋田県内に、所在かつ営業している団体等で、下記のいずれかに該当する団体で、会期中（令和4年10月29日～11月4日）の全ての日に出展できる方。

ア 農業関連団体及び農業関連企業

イ 公共的団体、公益的団体及び非営利団体、またはそれらに準じる団体

ウ その他、第145回秋田県種苗交換会大仙市協賛会（以下「協賛会」という）会長が種苗交換会にふさわしいと認めた者

(2) 申込区分

農業関連団体等参考展示出展

2 申込方法

下記の様式に必要事項を記入し、協賛会事務局に持参または郵送するものとする。なお、必要書類が不足の場合は受理できない。また、電話による申請は受け付けない。

(1) 必要書類

- | | | |
|---|------------|---|
| ア | 出展申込書 | 様式第4号（参考展示出展） |
| イ | 誓約書 | 様式第6号（共通） |
| ウ | 出店（展）責任者名簿 | 様式第7号（共通） |
| エ | 営業補助者表 | 様式第8号（共通） |
| オ | 営業補助者名簿 | 様式第9号（共通） |
| カ | 同意書 | 様式第10号（共通）※未成年が従事する場合、要提出 |
| キ | 証明用写真 | 出店（展）責任者、営業補助者
各2枚（縦3cm×横2.4cm）裏面に氏名記入 |
| ク | その他提出書類 | |

出店（展）責任者、営業補助者全員の次のいずれかの書類の写しを提出すること。

- ① 運転免許証（裏面の備考欄に記載がある者は両面）
- ② 個人番号（マイナンバー）カード（表面のみ）
- ③ 住民票（個人番号の記載のないもの）

(2) 申し込み・問い合わせ先

〒014-8601

大仙市大曲花園町1番1号

第145回秋田県種苗交換会大仙市協賛会事務局

電話 0187-73-6822 FAX 0187-73-6823

(3) 申込期間

令和4年7月1日(金)～7月25日(月) 必着

※持参の場合、土・日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで。

3 出展条件等

(1) 出展内容 参考展示または展示即売

(種苗交換会の趣旨に合致するもののほか、協賛会会長が特に認めるもの)

(2) 出展期間 令和4年10月29日(土)～11月4日(金)

(3) 出展時間 午前9時～午後4時(最終日の11月4日は正午まで)

(4) 出展場所 協賛第1会場(大曲武道館)

(5) 小間規格 希望スペースを協賛会事務局で調整した上で決定するものとする。

(6) 出展料 《使用料》

非販売小間 2,000円/㎡

販売小間 4,000円/㎡

(7) 基本設備 仕切りパネル、出展名プレート

(8) 追加設備料

ア コンセント 1口につき 3,000円加算(1,500W以内)

イ 平机 1台につき 1,800円加算(持ち込み可)

ウ 椅子 1脚につき 650円加算(持ち込み可)

(9) 小間割 協賛会が指定した小間割りとする。

(10) 出展説明会 後日、協賛会から日程等を通知する。

(11) 小間準備等

協賛会は、仕切りパネル、出展名プレート及び事前に申し込みのあった追加設備の設置を行う。機材の搬入・据え付けなど、その他の出展準備については、出展者が行うこと。

小間の搬入及び設営、撤去及び搬出については次のとおりとする。

・搬入及び設営・・・10月25日(火)～28日(金)

午前9時～午後4時30分まで完了すること。

・撤去及び搬出・・・11月4日(金)

午後1時～午後4時30分まで完了すること。

(12) 出展料及び追加設備料について

協賛会の指定する口座に指定の期日までに納入すること。

4 出展許可等

(1) 出展の許可については、書類の内容を審査した後、出展料(追加設備料含む)の納入を確認したうえで出展許可証を発行する。なお、出展許可証の再発行はしない。

(2) 申込内容と異なる出展を行った場合は、出展許可を取り消す。

(3) 小間の転売、転貸、名義貸し及び虚偽の申込等の不正ならびに不法行為を行った場合は、出展許可を取り消す。

- (4) 出展期間中は、「出展許可証」を客から見えやすい場所に掲示するとともに、協賛会が発行する「出店（展）責任者証」、「営業補助者証」を常に着用すること。なお、「出展許可証」の掲示、または「出店（展）責任者証」、もしくは「営業補助者証」の着用がない場合、出展許可を取り消す。
- (5) 「出展許可証」は、第145回秋田県種苗交換会農業関連団体等参考展示出展を許可するものであり、次回以降の農業関連団体等参考展示出展を許可するものではない。
- (6) 保健所への届け出等出展に必要な関係機関への許可申請及び届け出等は、出展者が行うこと。
- (7) 小間割の変更の申し出は受け付けない。また、小間の利用にあたっては、割り当てられた区画内で営業すること。
- (8) 出店（展）責任者または営業補助者（以下、出展者等という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、出展を認めない。また、出展を認めた後でも出展を取り消す。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が、経営を支配していると認められるとき。
 - ウ 暴力団又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - エ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不正に利用するなどしているとき。
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

5 その他留意事項

- (1) 出展者等は、協賛会、警察、消防及び保健所の指示等に従うこと。
- (2) 会場における出展準備は、協賛会が指定する日時に行うこと。
- (3) 出展準備、撤去時及び会期中は、会場内の設備・備品を破損または紛失しないよう、出展者の責任において必要な防護措置を講ずること。なお、破損または紛失した場合は、出展者の負担で修理または弁償すること。
- (4) 災害、盗難、出展許可取消し等による損害及び出展者等の過失における事故について、協賛会は一切の責任を負わない。
- (5) 参観者とのトラブル及び出展者等間のトラブルをおこさないこと。また、迷惑行為及び暴力行為をしないこと。
- (6) 出展者等は、会場内において飲酒及び賭博その他類似行為をしてはならない。
- (7) 商品の販売価格は、市販価格を基準とした適正な価格設定とし、消費税額（地方消費税額を含む）を含めた価格（税込価格）を表示すること。
- (8) 食品を取り扱う場合は、衛生管理を徹底すること。

- (9) 申込以上の電気容量の使用や、ソケット等で口数を増やすことは禁止とする。
- (10) 室内での火気の使用は禁止とする。
- (11) 小間展舗の装飾は、通路へのはみだしを禁止するとともに、種苗交換会会場全体の美観に配慮すること。また、隣接する小間及び周辺住民への迷惑となる騒音を出すことは禁止する。
- (12) 小間の清掃及びごみの処理は、出展者等が行うこと。また、ごみの処理は協賛会が指定する分別方法により適正に処理すること。
- (13) 指定場所以外への駐車は禁止とする。会場周辺の指定駐車場への駐車は、1出展者につき1台とする。
- (14) 指定場所へ駐車する車両には、協賛会が発行する「駐車許可証」を提示すること。「駐車許可証」は再発行しない。
- (15) 会場周辺の指定駐車場は、近隣住民への配慮から駐車可能時間は午前6時30分から午後6時までとし、夜間は閉鎖とする。なお、会場内及び指定駐車場での寝泊まりはできない。
- (17) 出展募集終了後に申し込みがあった場合は、申込書類等を返却する。なお、書類返却費用を除く申し込みにかかる費用等は、申込者の負担とする。
- (18) 諸事情により第145回秋田県種苗交換会が縮小・中止となり、一切出展できなくなった場合のみ、出展料を返金する。ただし、出展に係る材料費等については自己負担とする。なお、出展料納入後、自己都合による出展キャンセル及び会期中の縮小・中止の場合は返金しない。
- (19) 感染症拡大を予防するため、協賛会が定める指示に従うこと。特に、対面する場所ではフェイスシールドまたはマスクを着用し、ビニールカーテンで遮る等、飛沫防止に努め、小間内は随時、設備や物品の消毒・清掃を行うこと。
- (20) 未成年（18歳未満）が従事する場合は、同意書を提出すること。

6 個人情報の取り扱いについて

出展申込にかかる個人情報の取り扱いについては、協賛会が別に定める第145回秋田県種苗交換会出展募集における個人情報の取り扱いに基づいて管理する。